

## 一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年11月20日
事業者の氏名又は名称	時岡運輸株式会社(法人番号9470001006916)(代表者 時岡良二)
事業者の所在地	香川県木田郡三木町大字池戸1921
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県木田郡三木町大字池戸1921
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第15条第4項
違反行為の概要	<p>令和7年7月31日に、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)  (2)特定の運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)  (3)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)  (4)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

## 貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

## 四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年11月5日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	大方郵便局	高知県幡多郡黒潮町入野2103の1	輸送施設の使用停止(91日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			大月郵便局	高知県幡多郡大月町弘見イマ川2254-2	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項) (2)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			三原郵便局	高知県幡多郡三原村袖ノ木54-5	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年9月9日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0

## 貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

## 四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年11月12日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	広野郵便局  一宇郵便局  上板郵便局	徳島県名西郡神山町阿野五反地268-1  徳島県美馬郡つるぎ町一宇赤松1322-17  徳島県板野郡上板町七條御室15-12	輸送施設の使用停止(102日車)、文書警告  輸送施設の使用停止(56日車)  輸送施設の使用停止(53日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)  貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)  貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年6月20日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。  (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0  0  0	
							日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。  (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0  0	
							日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。  (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0  0	

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年11月19日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	豊島郵便局  高松中央郵便局  香川郵便局	香川県小豆郡土庄町豊島家浦2083-3  香川県高松市内町1-15  香川県高松市香川町川東上1743-1	輸送施設の使用停止(100日車)、文書警告  輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告  輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年6月26日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。  (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
						貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。  (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
						貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。  (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年11月26日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	橋原郵便局 葉山郵便局 土佐中村郵便局	高知県高岡郡橋原町橋原1330-3 高知県高岡郡津野町姫野々502-13 高知県四万十市中村本町3-39	輸送施設の使用停止 (35日車) 輸送施設の使用停止 (28日車) 輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年6月18日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。